

東京法務局の名称を不正に使用した架空請求に関する注意喚起について

悪質な業者が、「東京法務局」の名称を詐称したり、「中央法務事務局」などの類似名称を騙って、メールにより、架空の「訴訟番号」等を記載し、存在しない法律名等を書き立てて、あたかも法的根拠があるように見せかけ、有料コンテンツ等の未払い債権に対する取り立てが行われるといった不安をあおり、訴訟取り下げ等についての連絡を求めるといいうゆる架空請求の相談・情報が、東京法務局に多数寄せられています。

東京法務局が、メールにより、電話及びメールによる連絡を求めたり、金銭を振り込みを依頼することは決してありませんので、そのような内容のメールを受け取られた場合には、安易に連絡を取ったり、返信メールをしたり、料金を支払うことがないようにくれぐれも御注意願います。

また、発信元が法務局の類似名称をかたっているか否かを問わず、請求内容に不明な点があったり、不安を持たれた場合には、相手に直接連絡したり、返信メールをする前に、速やかに最寄りの警察署又は消費生活センターに御相談願います。

なお、法務局が発信元であるかのような記載があるメールを受け取られた場合には、東京法務局総務部庶務課に御確認願います。